

6 申告に際しての注意点

ア) 次のような場合も申告書の提出をお願いいたします。

- ① 事業は行っているが、申告すべき資産がない場合
- ② 前年度と比べ資産の状態が変わらない場合
- ③ 旭川市内に所在する全資産の評価額の合計が免税点（150万円）未満の場合
- ④ 事業の廃業、解散などにより当該資産を所有しなくなった場合
- ⑤ 償却資産が他の都市への転出などにより旭川市内に存在しなくなった場合

イ) 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日ですので、前年決算日から賦課期日（1月1日）までの間の資産の増減についても、漏れがないように申告してください。

ウ) 割賦販売で購入した資産は原則として、その資産の総額（附帯費用を含む。）を買主が申告してください。

エ) リース資産は、その資産の総額（附帯費用を含む。）を次のとおり申告してください。

- a リース期間終了後、借主の所有物となるものは、借主が申告する。
- b リース期間終了後、借主の所有物とならないものは、貸主が申告する。

オ) 減価償却を終えても、その資産が事業の用に供することができる限りは償却資産の申告対象となりますので御注意ください。

なお、評価額の最低限度（償却可能限度額）は国税の場合、備忘価額の1円ですが、固定資産税の場合は取得価額の100分の5です。

カ) 償却資産と家屋の区分について

ア) 償却資産の申告対象とするもの

- ① 外装・内装・造作などや建物附属設備等のうち、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために施工したもの（レストランの厨房設備などは家屋の所有者であっても申告対象）
- ② 構造的に簡単に取りはずしのできるもの（例 ボルト等で簡易に取り付けた可動間仕切り）
- ③ 家屋からは独立した機械、装置としての性格の強いもの（例 受変電設備、中央監視装置など）
- ④ 家屋自体の効用を高めるものではない、特定の生産業務の用に供されるもの（例 工場内の製造機械を動かすための動力配線設備、浴場業用の浴場ボイラー、飲食店業用の厨房ボイラー、クリーニング業における洗濯設備など）

ビ) 償却資産の申告対象としないもの

・家屋の所有者が施工した建物附属設備で、通常家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。

※ 詳しくは20～22ページの別表2を御参照ください。

キ) 取得価額について

ア) 消費税の取り扱い

償却資産の取得価額とは、『償却資産の取得時において通常支出すべき金額で、据付費等の附帯費を含めたもの』とされています。この時の消費税の取り扱いについては、税務会計上で税込経理方式を採用している場合は消費税を含む額、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない額を取得価額としてください。

ビ) 圧縮記帳等の取り扱い

税務会計上で認められている圧縮記帳をしている資産や下取りを伴う買換資産については、本来の価額（国庫補助金等や下取り金額を差し引きする前の金額）で申告してください。

丙) 個人事業主が事業用、非事業用のどちらにも使用している備品類の取り扱い

事業用・非事業用（家庭用）のどちらにも使用している備品類を所有している場合、その取得価額は税務会計上の減価償却のように事業用・非事業用にあん分せず、全体の金額を申告することに注意してください。

D) 居抜きや無償で資産を取得した場合

店舗設備を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては見積価額等で申告してください。